特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	予防接種に関する事務 重点項目評価書 (新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和6年2月15日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

システム16~20

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務							
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。							
<選択肢>							
を取り扱う事務において使用するシステム							
ワクチン接種記録システム(VRS)							
・ワクチン接種記録システムへの接種対象者の登録 ・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施							
[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム							
[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム							
[] 宛名システム等 [] 税務システム							
[]その他 ()							
システム6~10							

3. 特定個人情報ファイル名						
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠	 ・番号法9条第1項別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 					
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※						
①実施の有無	<選択肢> [実施する]					
②法令上の根拠	情報照会:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項					
6. 評価実施機関における	担当部 署					
①部署	青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルスワクチン接種担当兼務)					
②所属長の役職名 健康課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当主幹兼務)						
7. 他の評価実施機関						

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル							
2. 基本情	青報						
①ファイル	の種類 ※	<選択肢>					
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
③対象とな	る本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者					
	その必要性	新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要があるため					
④記録され	る項目	<選択肢>					
:	主な記録項目 ※	・識別情報					
	その妥当性	1識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2連絡先情報 正確な本人特定、予診票等に記入された情報との突合のため保有 3業務関係情報 予防接種履歴の管理を適正に行うため保有					
:	全ての記録項目	別添1を参照。					
⑤保有開始日		令和3年5月2日					
⑥事務担当部署		青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルスワクチン接種担当兼務)					

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人				
			[]評価実施機関内の他部署 (
			[]行政機関・独立行政法人等 ()				
			[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (
			[O] 民間事業者 (予防接種実施医療機関)				
			[]その他 ()				
②入手方法			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ				
			[O] その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末および) 証明書交付センターシステム				
③使用目	的 ※		予防接種の実施に関する住民情報、接種記録及び照会等の適正な管理を図るため				
④使用の主体		使用部署	青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルスワクチン接種担当兼務)				
		使用者数	<選択肢>				
⑤使用方法			〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。				
情報の突合		D突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供する ために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。				
⑥使用開始日			令和3年5月2日				

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		<選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件				
委託事項1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等				
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委託先名		株式会社ミラボ				
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託事項2~5						
委託事項6~10						
委託事項11~15						
委託	委託事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (
	[]行っていない						
提供先1	市区町村長						
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号						
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務						
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ						
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線						
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
少旋供力法	[] フラッシュメモリ []紙						
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)						
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度						
提供先2~5	提供先2~5						
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							

移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[]庁内連携システム []専用線						
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
◎ 榜報刀 运	[] フラッシュメモリ []紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							
6. 特定個人情報の保管・済	肖去						
6. 特定個人情報の保管・消去							

7. 備考

- <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回数 ・接種日 ・フィチスト ・コーチスト
 ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)
※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

① 転入者本人からの個人番号の入手

当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

②他市区町村からの個人番号の入手

当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

③転出元市区町村からの接種記録の入手

リスクに対する措置の内容

当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

< ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、 アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、 他市区町村の領域からは、特定個人情報 の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、 送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
 - ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスク	に対する措置の内容	< ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。				
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	貴、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理 (選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による 操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				
ケ(ハ州)(ハ)培育(ハ)以(冬		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。				
リスクへの対策は十分か		【				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録す る際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員および端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された 専用の外部記録媒体を使用す る。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。②特 定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
 - ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
 - ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号 を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱し	いの委託			[] 委託しない	Y .
リスク:	委託先における不正	な使用等	・ のリスク					
	約書中の特定個人情 バルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない	
	規定の内容	特定個.	人情報の安全管理措置	等の必要	な措置を講ずること。			
	先による特定個人情 バルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていない		十分に行っている 再委託していない	
	具体的な方法							
その他	の措置の内容	当用スをお・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ロナウイルス感染症対 は、当該システムの運用 とっての確認事項(規約 VRS)(新型コロナウイル)にかかる特定個人情 の内容については、当該 固人情報ファイルの取扱 固人情報の提供ルール 契約書中の特定個人情 そだによる特定個人情 もロナウイルス感染症予 を受ける際の入手に係る	保守事業意以の表面のでは、中国のは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のでは、中国のは、中国のでは、中	者の三者の関係を規定することにより、当該確 することにより、当該確 き予防接種証明書電子 いを当該システムの運 に規定されている。 者の制限 トルレの取扱いに関する規定 の適切な取扱いの確保 で明書電子交付機能によ	Eした「ワクチ 認事項に基 交付機能およ 用保守事業を を	づき、ワクチン接 はびコンビニ交付 者に委託すること	種記録シ 関連機能 とする。な
リスクイ	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	る 2) る	十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 定めている] 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び 提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかな ルール遵守の確認方 場合のみ行う。 法 < ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提 その他の措置の内容 供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村 へ個人番号を提供するが、 その際は、
- ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。
- ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、 転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[0] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	いるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びその	のリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> ①事故発生時手順の策定・ 十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 周知 3) 十分に行っていない ②過去3年以内に、評価実施 <選択肢> 発生なし] 機関において、個人情報に関 1) 発生あり 2) 発生なし する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 <ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情 報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際 規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイ ドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情 報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際 規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイ ドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 その他の措置の内容 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿およ び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととし ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシ ステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化 を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を。 3) 課題が残	入れている されている	2) 十分である
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びその)リスク			
8. 監						
	の カ 有無	[〇]自己点検	Γ] 内部監査	Г]外部監査
	と 作業者に対する教育・		_] 1.1的而五] 71 股血虫
		「 十分に行っている	1	<選択肢>	31-4	. 7 . 1 . 1 . 1
従業	者に対する教育・啓発 	[1/31-13 20 0		1) 特に刀をん 3) 十分に行・		ハる 2) 十分に行っている
		〈新型コロナウイルス感染症対				
	具体的な方法	接種記録 システムの利用に	あたって	ての確認事項」に同	司意のうえ、第	れた「新型コロナウイルスワクチン 59条(市区町村の責任)に則し、適
	201743-003724	切に 職員等の当該システム(の利用	を管理し、必要な打	指導をする。	
10.	その他のリスク対策					

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	T正·利用停止請求
①請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②請求方法	青梅市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ
①連絡先	健康福祉部 健康課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②対応方法	問合せがあった場合、問合せ内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月27日	I 1.②事務の概要		【追記】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年4月27日	I 2.②システムの機能		【追記】 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ3.②入手方法		【追記】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 3.⑤使用方法	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ3.⑤使用方法 情報の突合	ために、転出先市区町村から個人番号を入手 し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 4.委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

令和4年4月27日		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 6.保管場所		【追記】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
令和4年4月27日	(別添1)ファイル記録項目	•接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目) 【追記】 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	

令和4年4月27日	容	号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の 入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供する ため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、 本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	め、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手す	事後	
-----------	---	--	---	----	--

T T	Г	T	Г		
報提供ネッ 令和4年4月27日 通じた入	リスク及びそのリスク	子・などう・請じ人・項力人さ・内報個・情で報・う対(コ・を交ク・の交値情でご当をお情個人補確れ券のと人券報への電と応新と個入付を証操	型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 を付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要 情報を入手し、申請者の自由入力を避けるこ 、交付申請者が不要な情報を送信してしま スクを防止する。 当該機能では、専用アプリからのみ交付申 で、意図しない不適切な方法で特定個 情報が送信されることを避ける。 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事 人力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入 開助APの暗証番号)による二要素認証で本 に認を行うため、本人からの情報のみが送信	事後	

令和4年4月27日	Ⅲ3.特定個人情報の使用に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置		②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲ4.その他の措置の内容	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適	事後	

令和4年4月27日	Ⅲ7.その他の措置の内容		【追記】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲ9.具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室)	事後	
令和4年4月27日	皿10.具体的なの他のリスク 対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室)	事後	
令和4年4月27日	V 評価実施手続 ①実施日	R3年12月1日	R4年4月1日	事後	
令和6年1月15日	特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用	民間事業者()	民間事業者(予防接種実施医療機関)	事後	
令和6年1月15日		当市区町村	当市	事後	
令和6年1月15日	(別添1)ファイル記録項目	·接種回(1回目/2回目/3回目) 【追記】	•接種回数	事後	